

令和6年7月26日

全国社会保険労務士会連合会
試験センター

第56回（令和6年度）社会保険労務士試験における 感染症等への対応について

第56回（令和6年度）社会保険労務士試験の受験にあたり、以下の対応についてご理解、ご協力をお願いいたします。

なお、下記内容の変更など、試験実施に関し重要なお知らせがある場合には、社会保険労務士試験オフィシャルサイトに掲載しますので、適宜ご確認ください。

記

体調不良の方の受験について

1. 次に該当する場合は、他の受験者等へ感染の恐れがあるため受験を控えていただきますようお願いいたします。
 - ① 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条に定める感染症のうち、空気感染又は飛沫感染により感染するもの（以下「感染症」という。）に罹患し、治癒していない方は、極力受験を控えていただきますよう
 - ② 感染症等の感染が疑われる症状がある方
2. 試験当日、試験会場において上記②の症状が生じた場合、健康状態を確認したうえで、試験監督者（以下「監督者」という。）等の判断で受験をお断りすることがあります。
3. 上記①に該当しない場合であっても、試験当日、体調が優れない方は、極力受験を控えていただきますようお願いいたします。
4. 受験を控えていただいた場合や、試験会場で受験をお断りした場合であっても、再試験・受験手数料の返金などの特別な措置はいたしません。

試験会場での対応について

1. マスクの着用は個人の判断でお願いいたします。ただし、咳等の症状がある場合は、マスクの着用をお願いする場合がありますのでご承知おきください。また、試験時間中の本人確認のための写真照合の際、マスクを着用されている方については、マスクを一時的に外してください。
2. 監督者は、マスクを着用して対応いたします。
3. 試験室は、当日の天候や試験会場周辺の環境を勘案し、試験時間を含め、試験室の窓または出入口を適宜開け、換気をいたします。室温の高低に対応できるよう服装には注意してください。なお、試験会場の構造により窓がない場合等は、空調設備による機械換気をいたします。
4. 試験会場のごみ箱は、使用禁止です。ごみは各自お持ち帰りください。使用済みのマスク、使用済みの除菌シート及び弁当の容器等を会場に置いていかないようにお願いいたします。

その他

感染拡大防止対策の徹底に関して本注意事項に記載した事項を守っていただけない場合や、当日試験会場での監督者等の指示に従わない場合、受験をお断りすることがありますのでご注意ください。

以上